

第19回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和6年（2024年）10月22日（火）午後2時～午後4時

場 所：国立療養所菊池恵楓園 恵楓会館

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	くまもと南部広域病院理事長（皮膚科） 熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表
太田 明	菊池恵楓園入所者自治会副会長 （志村 康 菊池恵楓園入所者自治会会長 代理）
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
境 恵祐	国立療養所菊池恵楓園園長
大川博幸	熊本地方法務局人権擁護課長
角田賢治	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長
小夏 香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長

※紫藤千子委員（一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士）は
所用により欠席

事務局／木村聡子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
柴田佳与子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 主幹（総務・特定疾病担当）
岡本恵梨香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主事
内布亜希	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 指導主事
那須 豊	熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 主幹（啓発担当）
西 章男	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 副センター長・相談員

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和5年度（2023年度）下半期実績報告、令和6年度（2024年度）上半期事業経過報告及び下半期事業計画について
 - (2) その他

第19回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

(事務局)

ただいまから「第19回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。
開会にあたり熊本県健康づくり推進課長小夏がご挨拶いたします。

(小夏課長)

皆さん、こんにちは。本日は、急遽大雨になりましたけれども、そのような中、また、お忙しい中に、啓発推進委員会にご参加いただきまして大変ありがとうございます。

また、日ごろから県が行っております様々なハンセン病問題啓発事業につきましても、ご支援、ご協力を賜りましてあらためて感謝申し上げます。

この会は前回、令和5年度末になりますが、本年3月1日に第18回を開催しておりますので、そこでいただきました御意見をもとに、今年度上半期の啓発事業を行っております。

本日は令和5年度の下半期の実績と令和6年度の取組みにつきまして、ご説明をさせていただきますので、今後のよりよい啓発活動の実施に向けまして、皆さまから様々な御意見をいただければと思っております。

また、今年6月には、ハンセン病元患者家族補償金支給の請求期限が、5年間延長されることになりました。これを受けまして、対象となる回復者のご家族の方への、制度周知や、県民への普及啓発など、りんどう相談支援センターの啓発活動にも一層力を入れていきたいと考えておりますので、こちらにつきましても、ご助言をいただければと思っております。

本日も限られた時間ではございますが、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞ最後までよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

これから議題に入りますが、その前に、各委員のご紹介につきましては、お配りしている委員一覧にかえさせていただきます。

なお、紫藤委員は所用により、本日ご欠席となります。また、志村委員はご欠席ですので、本日は、菊池恵楓園入所者自治会の太田氏に代理でご出席いただいております。よろしくお願いします。

それでは、委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、ここからは、進行を内田委員長にお願いしたいと思います。内田委員長よろしくお願いします。

(内田委員長)

よろしくお願いいたします。それでは議題に入らせていただきます。

まず「議題(1)令和5年度の下半期実績報告、令和6年度上半期事業経過報告、及び下半期事業計画」でございます。

今年度、熊本県が実施するハンセン病問題啓発事業について、りんどう相談支援センターの活動内容についても併せて事務局から報告をお願いいたします。

一通り説明をいただいた後、委員の先生方から、ご意見、ご質問等いただければと存じます。

それでは、事務局よろしく願いいたします。

（事務局（健康づくり推進課））

お手元の資料1で説明させていただきます。資料1は、県健康づくり推進課が実施した事業の令和5年度の実績報告、令和6年度の上半期事業経過報告及び下半期事業計画についてでございます。

令和5年度の実績報告につきましては、前回3月の会議時点で報告済みのものについては省略させていただきますので、3月以降の実績について説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。「ハンセン病問題啓発パネル展」につきましては、例年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せましてハンセン病問題啓発パネル展を実施しております。

今年度につきましても県庁ロビー、県庁地下通路、県民交流会館パレアにて展示をしました。

また、2ページ目に記載しています「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」につきましては県立図書館、県庁ロビー、県民交流館パレアにて展示を行いました。

次に「ふれあい福祉協会補助事業活用事業」につきまして、広く県民にハンセン病問題について知っていただく取組として、本年度はドキュメンタリー映画「風の舞」上映会、宮崎信恵監督による講演及び金陽会の作品展を実施しました。12日の映画上映会参加者は計81名（2回）、金陽会絵画作品展の来場者は計109名（3日間）でした。

今週25日（金）には八代市で、26日（土）は御船町でも映画上映会、宮崎信恵監督による講演会を予定しております。

次に3ページの「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、例年夏に一般の方を対象に菊池恵楓園を実際に訪れていただき、ハンセン病問題について学んでいただく事業を実施しております。

今年度につきましては7月25日に小学校高学年・中学生を中心とした親子コース、8月27日に一般コースを実施しました。昨年度からの変更点として、両日定員を20名増やし、園内見学にやすらぎ総合会館を追加しました。それぞれ定員に近い申込みがありましたが、当日の参加者は7月が62名、8月が81名でした。

アンケートからは「親子で意見を交わしながら、考えを深めるというのは、とても良いことだと思った。」、「実際にこの場所に来ないと分からないことがたくさんあった。頭で理解することと、肌で感じることは違う。」など、親子での参加や実際に菊池恵楓園を訪れて学べたことで理解が深まったように思いました。

事業実施による課題としては、一般向けのほか、小中学生及びその保護者のコースを設定しているため、夏休み期間中に開催をしていますが、近年の猛暑による園内見学において熱中症が懸念されるところです。園内見学の開催時期については菊池恵楓園と協議して参りたいと思います。

次に、4ページの県広報媒体等を活用した啓発についてです。

7月3日に県政ラジオで歴史資料館、菊池恵楓園で学ぶ旅の周知、8月9日に県政テレビ「GO！くまモン☆ナビ」にてハンセン病問題の普及啓発について放送しました。この放送では、7月25日の菊池恵楓園で学ぶ旅の様子や、菊池恵楓園や歴史資料館、りんどう相談支援センターの紹介、太田副会長、歴史資料館の原田学芸員にもご出演いただ

きました。3つ目に熊医会報の6月号にて、らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日、ハンセン病問題啓発パネル展や、菊池恵楓絵画クラブ金陽会絵画パネル展開催の周知をさせていただきました。

次に5ページでございます。「ハンセン病問題啓発県職員出前講座」につきましては、県ホームページへの掲載を実施し、各機関や学校からの要望に応じて実施をすることとしていますが、現時点で今年度の予定はございません。再度、市町村、市町村教育委員会等へ本事業の周知のほか、啓発パネルや絵画パネルの貸出しについても併せて周知を図っていききたいと思います。

次に「ハンセン病問題啓発リーフレットの作成」につきましては、例年、リーフレット「ハンセン病問題を正しく理解しましょう」を作成しており、県内の高校1年生や市町村そして市町村教育委員会に配付しております。今年度につきましても内容改訂等について検討し、3月下旬までに配布する予定です。

委員の皆さまからご意見がある際はご教示いただければと思っておりますので、後日意見書様式について送付、ご依頼させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、一般向けの啓発だけでなく、職員への啓発も実施しているところです。

「熊本県新規採用職員研修等での啓発」につきましては、今年度入庁した新規採用職員に対し、ハンセン病問題について理解を深めるため、また、県職員として最初に学ぶべき事項として新規採用職員の前期研修において講話を実施しました。

その他、県職員を対象とした特定課題研修として「ハンセン病問題」を提示し、各職員が研修を受講しております。また、民生委員の研修会テーマにも追加させていただきました。健康福祉部新規採用職員研修においても、研修の一部に菊池恵楓園歴史資料館の見学を今週25日（金）に予定しております。

次に「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらはりんどう相談支援センターの事業となります。

令和5年度の事業実績につきましては下記のとおりで、詳細は後ほどセンターから説明いたしますが、相談件数、研修会について当課から説明させていただきます。

7ページをご覧ください。令和5年度の相談件数は169件、うち家族補償関係は27件、実利用者数は114名、うち家族・回復者関係が27名となっております。

今年度9月末時点では相談件数は41件、うち家族補償関係は1件、実利用者数は32名、うち家族・回復者関係が6名となっております。今年6月に申請期限が5年延長となり、市町村へ周知、ポスター掲示依頼等しております。

次に8ページの「令和6年度熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム」についてです。1月16日（土）に山鹿市民交流センターにて実施を予定しております。内容は、第1部で「私たちにできること～ハンセン病問題の学習を通して～」として、山鹿市立菊鹿中学校さん、中学校関係者の方々による発表をしていただきます。次に「記憶をつなぐ～長島愛生園（岡山）の取り組み～」を長島愛生園歴史館学芸員の田村朋久さんにご講演いただきます。第2部は、「経験を伝える」をテーマに、ひまわりの会の中会長、ご講演いただく学芸員の田村さん、りんどう相談支援センターの西副センター長をコーディネーターとし、会場の皆さまにもご参加いただくトークセッションを予定しております。現在参加申し込み受付中ですので是非お声がけいただければと思います。

次に「熊本県ハンセン病医療・福祉研修会」につきまして、令和7年1月に菊池恵楓園

で予定しております。詳細は菊池恵楓園と今後検討させていただければと思っております。

りんどう相談支援センターの活動の詳細につきましては、この後、西副センター長から御説明があります。

最後に、9ページ目の「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。

1つ目「ふるさと訪問事業」につきましては、菊池恵楓園さんから参加希望があり、1月12日に本県出身の入所者8名を阿蘇方面へご案内させていただき予定です。また、鹿児島県の星塚敬愛園さんからも参加希望があり、来週10月29日、30日で玉名方面、山鹿方面へご案内させていただき予定です。

2つ目の「熊本ふるさと便の送付」は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ熊本県の特産品をお送りするもので、昨年度同様に12月お送りさせていただき予定です。

3つ目の「県外療養所入所者の方への熊日新聞の送付」は、今年度も同様に星塚敬愛園に配布しております。

駆け足での説明になりましたが、以上でございます。

(事務局(りんどう支援相談センター))

続きまして、りんどう相談支援センターからご報告をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、ドキュメンタリー映画「NAGASHIMA～“かくり”の証言」の上映を2月29日と3月1日に行ったのですが、2月29日には、水俣市南部もやい直しセンターおれんじ館で、ここでは、胎児性水俣病の方たちも見に来ていただきました。偏見・差別、その中で闘っている方たちという中で、水俣でハンセン病問題について上映会をするという意味があったのかなと思っております。

その次の次のページです。2月の菊池郡市教頭会教育講演会については、前回もご報告させていただいていると思うのですが、そのあとに熊本市役所ハンセン病問題啓発資料としてりんどう支援相談センターで、「私たちのハンセン病問題」というテーマで動画を作成し提供しました。熊本市職員全員ではなかったのですが、3分の1の方が見られて視聴されたという報告を受けております。

その次のページを見てください。ハンセン病療養施設訪問ということで、相談員の1人が長島愛生園を訪問、そして、もう1人は後ろにいる野尻なのですが、栗生楽泉園に訪問しています。また、この訪問を今後の啓発活動に生かしていきたいと思っております。

相談内容については今、県からお話があったように、かなり相談内容というか、相談件数自体が減っております。

その中で、この内容についてなのですが、りんどう相談支援センター 相談支援の概要のページです。実際に今年度に関しては、退所者給与金関係の相談というのは、表にある通り1件しかいただいておりません。その代わりに現況届、そういう相談が県外から来るというケースがあります。

1つは、山口県在住の地域で生活する回復者の方の電話相談ですが、これは具体的な話なので相談支援の概要については、この資料を読ませていただきたいと思います。

厚労省からの郵便物受取と退所者給与金関係の郵便物の投函を依頼したいということで、現在まで知人の菊池恵楓園入所者に依頼し、厚労省から郵便物の受け取りや郵便の投函もしてもらっている。自分が回復者であることは、子には一切言っていない。そのた

め、厚労省の郵便物は自宅に届かないようにしている。今後は知人も高齢で体も不自由になり頼めない。りんどう相談支援センターに依頼したいとの相談を3月に電話をいただきました。

その件について、夏前にご本人に電話をして確認を行ったところ、りんどう相談支援センターより出向いてお話をお聞きすることも可能とお話をしましたが、8月に本人がお母様の命日で、7月～8月に熊本に里帰りした際に、りんどう相談支援センターの職員に会えるかということでした。本人より里帰りの時期が決まってからりんどう相談支援センターに電話がある予定でしたが、その後の連絡はありません。

本人はお子様の家族と2世帯家族で住んでいますが、自分は回復者だとは話していないそうです。知られたくないとの意向が強く、電話を掛ける際には、電話口でご本人であることを確認して欲しいとのことでした。

もう1つは、家族補償金なのですが、健康づくり推進課より紹介があり、鹿児島県在住の地域で生活する回復者の方からの電話でした。

菊池恵楓園の退所者で、子どもさんは大阪、鹿児島、北九州で暮らしています。お嫁さん、孫に自分が退所者であることを知られるわけにはいかない。妹は近所の人から唾を吐きかけられたり、「あの家の前を通るときは、口を押さえて通れ。」と言われたりして大変な思いをしてきた。兄も恵楓園に入所しています。自身には姉妹がいるが、まだ兄弟姉妹には家族補償金申請のことは言えない。まず自分の子どもたちからと思っています。嫁や孫に知られずに、子が家族補償金の申請ができるのか。どんな書類が必要なのかを知りたいとのことでした。

申請時に、厚労省が確認の電話をする際の連絡先を申請する子ではなく、ご本人にすることも可能であることを伝えて、関連書類を郵送したということです。

下に書いてあるその他のところをご覧ください。

最近なのですが、これは退所者の方で、100歳を超えたお母様がおられまして、その方の死亡後の恩給や年金の手続きをしたいのだけれども、住んでいる場所には、自分を知っている顔見知りがあるので、声をかけられたりするのはいかがでしょうかということで懸念されている。そういう心配があるという電話がありました。その方は、お子様と家族訴訟を頑張った方なのですが、息子さんは、お付き合いしている人との関係が解消したとか、そのような話を話していただきました。

今後は、何らかの形で支援を継続できればと考えております。以上です。

（事務局（人権同和教育課））

別紙2をご覧ください。ハンセン病問題普及啓発に係る令和5年度（2023年度）実績報告及び令和6年度（2024年度）事業計画についてお話しします。

昨年度末に報告した内容と重なる部分がありますので、変更点と新しく実施した部分をお話しさせていただきます。

まず1ページについてです。昨年度まで「教職員のための菊池恵楓園現地研修」という名称で実施しておりましたが、今年度から「菊池恵楓園研修」に名称を変更し行いました。今年から令和9年度までの4か年で、県内全ての県立学校、市町村立小中学校から参加していただく予定です。今年は太田副会長の講話と菊池恵楓園歴史資料館原田学芸員による園内見学、歴史資料館見学を行いました。参加者の感想は、資料1ページから2ページに

かけて載せておりますので、ご覧ください。

次に、2ページの「ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修」についてです。今年度も引き続き研修を行っています。

デジタル研修資料及び映像資料の視聴回数については、資料2ページをご覧ください。そして、資料3ページの下の方に書いております県内の小・中・義務教育学校・県立学校^{えいしん}の校長を対象にした校長人権教育推進会議では、学校法人^{のぶかず}盈進学園盈進中学高等学校 延和^{とし}校校長をお招きし、「児童・生徒と学び、児童・生徒から学ぶ～『平和・ひと・環境を大切に学ぶ舎』の学校づくり～」と題して講演をしていただきました。この講演には、県立学校人権教育主任も参加しております。参加者の感想につきましても、4ページに載せておりますので、ご覧ください。

(事務局(人権同和政策課))

資料3をご覧くださいでしょうか。

ご説明の前に先日、熊本市民会館で行われたドキュメンタリー映画上映会、それから金陽会の絵画展に参加させていただきました。大変勉強になりました。あと、今年度の「菊池恵楓園で学ぶ旅」には、当課の職員が親子で参加させていただきました、本人たちも非常に勉強になったと申しております。まず改めてお礼申し上げます。

それでは報告に移らせていただきます。まず「人権啓発Web講座」でございますが、この事業は、県の人権教育啓発基本計画の重要課題として位置付けられています人権課題をテーマとしまして、各分野における講師の先生による講演の動画をオンライン配信するものでございます。そして、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」ですとか、あるいは「感染症」に関する人権のテーマで、本日お見えの中先生、小野先生にそれぞれ講演いただいている講座も配信しております。

昨年度の実績は、全講座の視聴回数が9, 212回と、非常に多くの方に視聴いただいて、毎年度実績を伸ばしているところでございます。このうち、ハンセン病回復者や感染症をめぐる人権をテーマにした講座も433回視聴をされております。

今年度の事業計画ですけれども、今年度も引き続き好調でして、実績のところには、資料にある9月15日時点の実績を掲載しているのですけれども、直近9月末時点では、5, 486回視聴されております。もうこのペースでいくと、10, 000回はオーバーするのではないかと考えているところです。引き続きWeb配信による啓発を進めて参ります。資料をおめくりください。

続きまして、「研修支援(登録講師派遣)事業」についてでございます。この事業も、県の基本計画の重要課題について各分野の先生に、熊本県の登録講師として登録していただいて、企業、団体、それから学校の人権研修で講演していただく制度です。

この事業につきましても、中先生、小野先生に講師をしていただいております。あと資料には記載してないのですけれども、高齢者の人権関係、この委員会の委員の紫藤先生にもお世話になっているところです。昨年度の実績なのですけれども、全ての講座で派遣回数が86回、受講者数10, 487人と10, 000人を超える方が、この事業を活用していただきました。このうち、ハンセン病回復者の人権ですとか、あるいは感染症関係の人権が、1, 606人の方が受講していただいております。

令和6年度ですけれども、引き続きこの事業を継続しますとともに、事業実績のところ

は、9月15日現在受付分を記載しているのですけれども、直近9月末時点では、これまでの実績、それからお申し込みいただいているものも含めて、計69回、受講者数が11,000人を超えているところでございます。またこれも実績は最高を更新しました。「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に関するものは、これまで800人の方が受講したか、年度内の受講予定でございます。

今年度実施したもの、実施予定の学校をいくつか記載しておりますけれども、受講者の声として、例えば中学生からは、「現在も差別が続いていること。それから差別と偏見を恐れて名前を変えて生きなければならない現状を知ったことに驚いた。」こういう意見であったりですとか、「やっぱり差別や偏見をなくすためにはやっぱり自分たちで新しく行動したい。」ですとか、講師の先生たちのように頑張りたいという感想が寄せられています。さらに「資料などによる学習だけでは伝わりにくい当事者の方の思いがダイレクトに伝わった。」というような意見もございました。いずれの受講者にも非常に好評でございました。

次のページをご覧くださいませでしょうか。「人権啓発パネル展」これは昨年度6回開催しまして、令和6年度も5回開催予定でございます。特に多くの集客が見込まれる人権関係のイベント会場でも実施予定でございます。もちろん人権に関心がある方、人権についてあまり今まで関心が高くなかった方にも、まずはこういう問題があるということを知っていただく機会としたいと考えております。この啓発パネルは、市町村や学校にも貸出しを行っております、昨年度延べ100枚を超えるパネルの貸出しを行っておりますので、今年度も引き続き積極的に働きかけていきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、「人権啓発映画上映会」でございます。これは月曜から金曜日まで毎日、県庁人権センターでお昼休みに人権啓発上映会を行っているものです。

この上映会は、県の人権情報誌、あるいは県庁の全職員を対象とした庁内LANでお知らせをこまめにしているところでございます。

県庁の人権センターというのは、基本的に県民の皆さん誰でも自由に出入りできるスペースがありまして、特にお昼休みは飲食も可能としておりますので、職員中心ではあるのですが、少しリラックスした状態で研修をしてもらっています。

今年度は、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」を6月にいわゆる強化月間として、いろんな作品を毎日繰り返し上映しました。次年度も自主的に参加が可能な啓発のコンテンツとして継続したいと思っております。

今後も先生方や関係者の皆様のお力添えをいただきながら、啓発を進めて参りたいと思っております。

人権同和政策課からは、以上でございます。

(内田委員長)

ありがとうございました。ご報告とご説明をいただきました。県の活動内容を踏まえて、委員の先生方から、ご質問、ご意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

(境委員)

りんどう相談支援センターの相談実績についてお尋ねしたいのですけれども、以前、必

要とされる方のうちおよそ3分の1程度しか申請されていないと伺っておりました。実際、5年延びるというふうになっても急に数が回復しているわけでもないのですが、実際に相談された方々と言うのは、どこに難しさを感じていらっしゃるのでしょうか。

窓口に出向くことであったり、電話を掛けることであったり、あるいはそれが誰かに知られてしまうことだったり、一番心理的なハードルが高いと感じていらっしゃるのとはどこなのかという話がありましたら教えてください。

（事務局（りんどう支援相談センター））

本当にハードルを感じていらっしゃる方は、電話をされることがないので、そこら辺までこちらからはっきり分からないところはあるのですが、明らかに最初の1、2年と比べまして相談件数は減ってきているというところと、先ほど報告しましたけれども、身内にも知らせていない、金額で言うと130万円、180万円という金額が身内に知られる価値ということを考えるときに、よりそちらの方が本人にとってダメージが大きいということなのだろうなと。そこまで感じていない方に関しては、ある程度申請が進んで終わっているのかなとは思いますが、そのハードルというところで立ち止まっているのかなとは感じています。

（境委員）

今後、新規での申込みはおそらく来ないのではないかとおっしゃいますので、どうしたらいいのか。例えば、配布物が厚生労働省から来るのが嫌だとおっしゃるなら、スマートフォンとかメールで解決できるようなお知らせの方法がないのかと思うわけですが、難しいですかね。なかなか本人も知られたくないという気持ちが強いというのか。ありがとうございます。

（中委員）

私は、2002年（平成14年）1月30日、熊本地裁で和解が成立した遺族の会の原告でもありました。この遺族たちの集まりが「れんげ草の会」です。

2019年（令和元年）「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」で勝訴判決したのが家族の会「あじさいの会」です。「れんげ草の会」のメンバーは私をはじめ4、5名の方が記者会見やマスコミの取材にも応じていましたが、「家族の会」のメンバーは黄光男（ファンゲンナム）さん以外はテレビなどの取材等には顔も名前も出せない状態です。社会の中にハンセン病に対する偏見差別が強く存在している証拠だと思います。

厚生労働省は当初、家族補償の対象者が2万4,000名と発表していたが、5年経っても3分の1の8,300名ほどの補償金申請者しか成立していません。補償金請求期限が5年延期されましたが、果たしてどれ程伸びるのか懸念しています。金額的に少ない補償金を請求するのにリスクが非常に高いと思います。手続きの書類が当事者の生まれ育った役所から戸籍謄本を取らねばならず、役所に家族の事情に詳しい職員がいらないか心配です。ハンセン病の家族がいることを何十年も隠し続けているのに、わずかの補償金を申請するのにリスクが高いと思っている人が多いと思います。

療養所の納骨堂に亡くなくても家族が引き取らない遺骨が眠っていらっしゃいます。そういうこととちょっと関連しているのですね。何十年も療養所で生活していて、亡くなっ

てお骨だけは家族が来て、故郷に連れて帰って、先祖の墓に埋葬してくれるだろうと淡い期待を想っていたけれども、いざ亡くなってみるとそうはいかなかった。

岡山県の邑久光明園の療養所の先輩がこういう川柳を詠んでいます。聞かれた方もおられるかと思います。「もういいかい まあだだよ 骨になっても帰れない」というような非常に短い川柳に悲しい物語が入っているのです。生きているうちは、何十年も療養所に身内や肉親が面会にも来なかった。自分が亡くなったら、せめてお骨ぐらいは引き取ってくれるだろうという淡い望みを抱いていた。実際、亡くなってみるとそうはいかなかった。そういう、悲しい哀れな川柳なのですね。

ハンセン病隔離政策の90年という期間の長さですよね。それによって蓄積されてきた偏見差別、そういったのが、いくら裁判で23年前の2001年に勝訴判決を受けて、人権回復したと私たちは喜んでいられるわけですが、裁判で勝訴しようが、らい予防法が廃止されてもう27年になっても、まだこうして、熊本県はありがたいことにハンセン病問題の啓発を推進しようということで会議を開いてやってもらっています。

いまだに差別や偏見をなくす特効薬というのは、なかなか見当たらないですよ。私は午前中に厚生労働省に電話をして、内田先生も有識者として参加されていると思うのですが、でも、「三省協議、その進捗状況はどのようなのですか。これまで何回も会議を開いたと聞いていますけれども、どういう啓発をしたら、広く国民に理解してもらえるような、そういうのが出ているのならばFAXですぐ送って欲しい。」そういうふうにはハンセン病係に電話して、要請しましたけれども、残念ながら今日会場に来てみると、文科省から資料が、それぐらいしか出ていないというお話だったのです。

だから補償金の請求も5年延長したけど、果たして伸びていくのか。私も疑問に思っています。ですから、この手続きの複雑な資料をもっともっと簡素化して請求しやすいものに変えない限り、あと残っている3分の2のご遺族の方々の請求は進まないのではないかと考えているのは私の感想です。

(内田委員長)

ほかにご発言等ございませんでしょうか。ご発言がないようですので、私の方から発言させていただきます。家族の方々は大きく3つぐらいのグループに分かれるのだろうと思います。実名を出して、社会的活動をしていらっしゃるグループの方々は、ごく一部です。社会的に活動していらっしゃるのですが、実名を出さずに匿名で、顔などを外に出すことは絶対にしない形でやっていらっしゃる方々。圧倒的多数は、匿名で、かつ社会に向かっていろんな発言はされないという方々。こういう方々は、小さいときから社会的にいろんな差別とか中傷にさらされていらっしゃる。特に学校の中で、そういう差別にさらされているということもあって、人間関係を結ぶということについてはほとんどされていない。友人関係をお持ちでないし、むしろ黙ってひっそりと暮らす。人間関係を持つと家族であるということが分かるということをお心配されて、ほとんどそういう関係を結ばれない。そういう関係を持ちたくない。親戚との関係を結んでいない。そういう方々が補償金を請求するということは、ほとんど考えられないわけですね。

先ほどからご発言がございましたように、あの金額というのは極めて少ない金額で、自分の被害に見合う金額ではないとお思いになっている。とすれば、当然ながら、これまでと同じような生活を送らざるを得ないというふうに考えていらっしゃる。そういう方々に

としては、相談窓口に行くこと自体が、極めて敷居が高いわけです。

今、一番望んでいらっしゃることは、愚痴を言えるような場所が欲しいということです。社会的な関係を結んでいらっしゃるらないので、いろんな悩みがあっても相談相手がいらない。愚痴を言える相手がいらない。親戚にも言えないし、子どもにも言えない。安心して愚痴が言えるような、そういう場所が欲しいということを望んでいらっしゃる。けれども、なかなかそれが、まだ全国的に見て、どこもできていない。そうするとやはり、今まで通りひっそりと我慢して怯えながら生活を送らざるをえない。こういう状況ではないかなと思います。それに対して、どういうふうにしていくのかというのが非常に大きな課題になっている。入所者の方の場合は、自治会というような、そういう組織があって、その組織がそれぞれの方をサポートするとか、まとめるという役割を果たしていらっしゃる。しかし、家族の方の場合には、家族会がありますけど、それはごく一部の方だけをまとめているだけ。実名で活動していらっしゃる方とか、匿名で活動していらっしゃる方とかをまとめておられますけど、匿名でかつ全くその、ひっそりと暮らしている方をまとめている。とすれば、集団として何かをする、チームとして何かをするということもできていない状況だと思うのです。そこをどうするのかというのが今、家族の方々の一番大きな課題ではないかなという気がします。

(境委員)

法律にあまり詳しくないのですが、例えばちょっと電話が1つあったときに代理で行政が動くということはできないのでしょうか。請求を取り寄せるとか手続きを進めるとか。もしそういうことができるのであれば、随分負担軽減になるのではないかなと思うので、何かありましたら教えていただければと思います。

(事務局(りんどう支援相談センター))

りんどうを通じて、代わりに以前住んでいた市町村の役場だとか、そういうところに必要な書類の申請だとか、必要書類を取り寄せるためのやり取りだとか、そういうことは今まで何度もありました。でも、本当にここ1年と言いますか、そのようなことの相談すらないということと、5年間延長というニュースがあったときにも、何ら相談件数に関しての伸びがなかったというのが現状です。

(境委員)

もしそうであれば、一言電話していただければ、「代わりに行政が進めていきますから」ということをコマーシャルすれば、気が変わる方もいらっしゃるのではないかと期待するところです。

厚労省と荷物を受けてもらっている方にも「行政が代わりにできますよ」とか入れれば、大方の悩みも解決するのではないかなと思ったものですから。

(太田委員代理)

来年5月10日、11日に、熊本で第19回のハンセン病市民学会を県立劇場と菊池恵楓園で開催されます。当然、木村知事にもご挨拶をお願いすることになるわけです。来年度の分科会のテーマとしては、優生保護法とハンセン病問題、人権と倫理問題、療養所の

将来構想等を分科会で報告することとなっておりますけれども是非、県知事のご挨拶の中に、もちろん熊本の観光の案内あるいはT S M Cの話題ももちろん話されると思うのですが、その中には是非、知事には熊本県「無らい県運動」検証委員会の報告書内容についても是非、挨拶の中で触れて欲しいのです。というのは、これは47都道府県の中で熊本県ほど、ハンセン病問題あるいは人権問題といった取組みは、先進トップランナーだと思うのです。ですから、熊本県の実績、活動を是非、知事の挨拶の中に含めていただきたいと思いますし、内田先生も参加されている「無らい県運動検証委員会」この中に優生保護法とハンセン病問題も詳しく書いてあります。それから、例の虹波の治験問題も詳しく書いてあります。

そういうことで、特に優生保護法とハンセン病問題、まさにこの優生保護法は、ハンセン病療養所からスタートしたようなものですからね。だから、是非そういったことを知事に5月の市民学会の挨拶に是非PRしてもらいたいです。熊本県はこれだけやっているのだと。だからそういったところで熊本県の人権問題については、トップランナーを走っているのです、そのことを是非、木村知事の挨拶の中で触れてほしいのです。それを各県あるいは市町村に発表していただきたいと思いますと思っています。

それで是非、来年の市民学会PR活動に県の啓発事業について是非、ご挨拶のほうで触れていただければありがたいなと思っています。

それから2ページの「風の舞」の上映会に行きました。実は東京で「風の舞」上映会と宮崎監督の講演会があった。ところが、「宮崎監督」しか書いてなくて、東京の方では、もう1人のジブリの宮崎監督が有名なのですよ。宮崎監督が講演されるものと思って、相当お客さんが来たらしいのですよ。現れたのは、女性監督の宮崎信恵監督だったので、そういうことがありまして、やっぱりチラシもそうですけれども、やっぱり失礼ですよ。宮崎信恵監督とフルネームで紹介していただかないといけないと思うのです。宮崎駿監督、全く同じことがあってですね。ですから、もうたくさん来られたものですから、宮崎監督なものだからそういうやっぱり勘違いされる方もおられます。そういうところでチラシも書いていただきたいと思います。

それから4ページの、菊池恵楓園で学ぶ旅、8月の暑い中でしたけども、もう8月は無理かなと、できれば3月の春休みにやっていただきたいと思いますと思っています。3月も県も人事で大変でしょうし、学校も大変で重々承知しておりますけれども、結構春休みって長いのですよね。この気候でもしできれば、8月じゃなくて3月の春休みに何とか2回ぐらいだったら入れられるのではないかと思いますのですけれども、ご検討をお願いしたいと思っています。以上でございます。

(角田委員)

人権同和教育課でございます。今、太田副会長からありました県教育委員会で、先ほどご紹介させていただいた、教職員向けの菊池恵楓園研修をさせていただきました。おっしゃるとおり、夏の視察は非常に暑い中で、今年度からフィールドワークを復活させていただいて、園内を巡りました。職員からの感想も、非常に良かったのだけれども暑さとの闘いだったということで、来年度につきましては今、11月の秋口あたりというところで今、園と自治会との調整をさせていただいているところでございます。ありがとうございます。

今、いくつかいろんなご意見をいただきましたけど、無らい県運動の検証の部分です。

こちらの方も意見等ありましたように間違いなく、隔離政策のときには学校側の方も、どうもかなりそれに加担をしているといえますか、教育の部分でも非常にそこは反省をすべきというか、それをもとに今、私たちが改めて教育啓発で解消していくというのを担っているというふうに思っております。

先ほどからあります家族補償につきましては、いろんなご事情で申し上げることができないというような現実にあるというのも十分承知をしております。ただこれは、間違いなくご家族の当事者の方々の問題ではなく、周りの私たちのする側の問題がそうさせてしまっているというところが一番の問題であります。そこについては、意義を変えることはできないのですが、やはり教育と啓発を繰り返し繰り返ししていくというのが、それを解消することになるかと思っておりますし、学校でもハンセン病問題学習は、それぞれの学年に応じて取り組みをしていっておりますが、その学習が歴史を学ぶとか、過去のものを学ぶのではなく今、お話があったように、家族補償の問題はこういう状況なのだ。現在が問題なのだということで、今の問題と重ね合わせながら学習をして、そこに誤った考え方ではなく、正しい認識でいくことが結果的に家族補償の部分が言えるような環境を作っていくというのが大事だというふうに思っております。

今年度の全国的な意識調査報告書は公表されて、数値等も非常にショックを受けました。教育に関わっている者としては、あの数値を見たときに、この程度かと言ったら失礼ですけど、そのような状況で、その中でも熊本県は意識が高い傾向にあったというのは、今までの成果かなと受け止めておりますが、それでもまだまだ足りない部分もあるというふうに認識をしておりますので、いろんな形で進めていくことがさらに加速度的にいくのかというのをこの場でもご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますのでございます。

(小夏委員)

健康づくり推進課でございます。様々ご意見をいただく中で具体的に今年度の活動についても、太田委員からお話をいただきまして、先ほどのチラシ、そういった部分も、細かくこちらでも確認をしていきたいと思っております。夏に開催しております「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましても、先ほど教育委員会の方からもお話あったのと同様で、非常に良い内容なのですがやはり暑さが厳しいものですから、それは私どもの方で、来年度以降につきましても、菊池恵楓園様と年間を通じて気候の良い時期とか、そういった部分でできないかなど、今後ご相談をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど来年の市民学会の中で、知事が出席をさせていただくご予定をとっていただいておりますが、その中で是非挨拶をという話もいただきました。木村知事もハンセン病問題には関心を高く持っておりまして、7月の「菊池恵楓園学ぶ旅」でも実際に直接参加をさせていただいて、先日、市民会館でありました「風の舞」上映会、宮崎信恵監督の講演会には出られなかったのですが、絵画展の方にも参りまして、非常にそういう意味では知事も関心を高く持っておりまして、私どももその点では、心強く思っております。

今の知事だけでなく、前の知事からも続いてきております流れがございますので、そういった部分につきましてもアピールするようというご意見をいただきましたので、来年に向けて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(内田委員長)

それでは、教育啓発に関して言及をいただきましたので、2点、現在の状況について情報提供させていただければと思います。

1つ目はご存知だとは思いますが、ハンセン病差別解消施策検討会の提言に基づいて厚労省は、去年と今年、ハンセン病に係る偏見差別について市民の意識調査というのをやっているわけです。今年2年目に入っているのですが、去年中間報告が出まして、我々少しびっくりするような結果が出ているのです。

ハンセン病問題について学んだことがある人の方が偏見差別が強いという結果が出てきている。高齢者と若い人たちの間に特に偏見差別が強く、高齢者の方々は、特に無らい県運動を直接、間接に経験されたということがあって、その刷り込みが残っている。解消されていないということで、偏見差別が強いということが理解できるのです。けれども、若い方々は、無らい県運動をもちろん経験されていない。強制隔離政策が一応終わった後にお生まれになっているということですので、その影響というのはあまり考えられないだろうと思うのです。もちろん、社会に偏見差別が残っていて、その影響を受けていらっしゃるということはあると思うのですけれども、新たに何らかの影響や原因があって、若い人たちがそのハンセン病問題を学んでも、学んだことが逆の結果になっている。こういうことが出てきて、今、いろんなところで、国とかのレベルでも、その原因分析をしているところなのです。この点は、やはり教育啓発していくときに、どうしてかということをよくよく考えなければいけないところではないかということですね。

もう1つは、ご存知のように、「人権教育啓発推進法」に基づいて国に策定が義務づけられている「人権教育基本計画」はできてからかなり時間が経っているということで、大幅な見直しをすべきだということを、法務省の中に設置された有識者検討会が提言した。これを受けて、今、国の方では、関係省庁連絡会議を設置して、そこで「人権教育基本計画」の大幅な見直し作業をしている。この見直しに関わって、有識者検討会の方から、部落差別の問題、それからヘイトスピーチの問題、ハンセン病問題については、基本計画の中でも十分な計画ができていない。ほかの課題については、基本計画がある程度整備されているが、部落差別の問題、それからヘイトスピーチの問題、ハンセン病問題についてはまとまったものができていないので、部落差別の問題、それからヘイトスピーチの問題、ハンセン病問題については、もう少しまとまったものを作るべきだと提言されています。そこで、ハンセン病問題についても、少しまとまった基本計画を作っていきたいということで、当事者団体の方々からヒアリングが既に実施されています。全療協、全原協、家族原告代表の方々、弁護団の方々から意見聴取をして、それを踏まえて、まとまったものを作るという動きになっているわけです。

有識者検討会からは、見直しにあたっての視点ということで、10個ぐらいの視点が提示されています。これらの視点のなかでもとりわけ重要だと思われるのが、道徳と人権は違うのだということを明確に、その対象者に理解してもらえるような、教育啓発をしなければならないということです。これまで道徳と人権というのは混同されてきた。そのことが逆に差別偏見を助長するという、そういうことにつながっていったのではないかな。こういう有識者検討会からの指摘がありまして、そうなりますと、ハンセン病問題に関わる教育啓発、特に自治体関係の教育啓発について、道徳と人権は明確に違うという教育啓発になっているかどうか、誤解を与えるようなことになっていないかどうか、こういう点の検

証が必要になってくるのではないかと思います。

学校での人権教育をものすごく熱心にやっておられる和歌山の先生を文科省がご推薦されたということで、その方にヒアリングが行われたのですが、その先生は、「やはり不十分な人権教育をすると差別偏見を逆に助長する。そういうことが各地で起こっている。道徳と人権の混同というのも差別偏見を助長する1つの理由になっている。」ということを確認におっしゃっておられる。

我々もハンセン病問題に係る教育啓発の中で、道徳と人権の混同というのではないのかどうかを振り返っているところです。例えば、前もご紹介したことがあるのですが、国立ハンセン病資料館を見学した中学生が参観が終わった後、「入所者の方の人権は大事だとすごく分かった。けれども、自分の人権とその方々の人権とが二者択一になったとき、僕は自分の人権を犠牲にしなければいけないのですか。」こういう疑問を提起している。これは、実は道徳のレベルの問題ですよ。自己犠牲してでも、やはり周りの方々を大事にしてください。これは道徳ですよ。人権とは違う。道徳と人権を誤解していると、こういう疑問が出てくるのです。そういった問題をどういうふうに解決していくのか。非常に難しい課題ですけども、取り組んでいかなければいけないと思っています。

先ほどから話に出ていますように、熊本県というのは非常に人権問題については、トップを走っていらっしゃる場所ですので、熊本県でも是非、ご検討いただければと思います。

(角田委員)

ありがとうございます。今、内田委員長がおっしゃいました、道徳と人権の違いというのは、これは間違いなく違うものということですね。そこはどうしても混同してしまうとか、そこはしっかり学校教育の中でも、私たちとしても違いというのは、研修も含めてしっかりと話をしていかなければ、今のような二者択一であったりどちらでもあり得るという部分であったり、議論をする道徳がありますけど、議論をすべき問題ではない。人権教育の場合には、これは議論の余地はなくて、これは許せないものだというのが大前提なものになります。その辺については、しっかりと私どもも学校の方に下ろしてしていきたいと思っております。

(内田委員長)

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(小野委員)

啓発の講演をさせてもらっています。パンフレットをいただいて非常にまず思うのですが、今回の絵画クラブ金陽会、西日本新聞社の大きな賞を取られて、かなり九州全体にインパクトがある賞ですから、次はこれを大いに利用して、展覧会と啓発の講演会とかセットにずっと回っていただくと僕の拙い講演が、絵画で少しレベルが上がってくるのではないかと。例えば映画と絵画、講演会と絵画、あるいは、来年の市民学会に大きな絵画の展覧会をすとか、少し言葉は悪いのですけれども、金陽会を大いに利用して啓発をすればいいのかなと思ったところでした。

絵画は搬入など大変なのだろうと思うのです。例えば2点、3点、4、5点でもあって

学校で講演するとき、後ろで見てもらうと生徒たちの感受性を刺激することも可能かどうか分かりませんけれども。

(大川委員)

熊本地方法務局人権擁護課の大川と申します。

本日は、報告用の資料を提出しておりませんので、口頭でのご報告になってしまいますが、法務局の今年度の上半期の取組状況について何点か報告をさせていただきたいと思えます。

法務局は、国の人権擁護機関として、人権擁護委員と共に、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるために、今年度も「『誰か』のことじゃない」を啓発重点目標として、ハンセン病問題を始め、こども、女性、高齢者、障がい者など、17項目の課題を中心に各地域で創意工夫した啓発活動に取り組んでいるところです。

ハンセン病問題に関する今年度の活動としては、6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」の関連行事として、6月14日から7月1日までの間、法務局や各支局の庁舎ロビー、図書館やコミュニティセンターなどご協力いただける施設で、パネルを掲示して啓発を行いました。

そのほか、人権擁護委員制度の周知イベントの一つであります「人権フェスタ」を人権擁護委員の日である6月1日に熊本市中央区下通りのアーケード内にて啓発を行いましたので、その際にパネル展を開催しております。今年の6月1日は土曜日でしたので、下通りの人通りが多いということもあり、多くの市民の方に啓発効果があったのではないかといいふうに感じております。

12月の人権週間の行事として、11月30日土曜日にイオンモール熊本にて「かみましきフェスタ」というイベントを開催します。その中でも併せて、パネル展や中学生の人権作文の発表会など、いろいろ啓発を行う予定としております。

そのほか県内では、老人会や地域サロン、小中学校を対象に人権擁護委員が中心となり、DVDなどを活用した人権教室というものを行っております。

法務局の新規採用職員や人権擁護委員に対しても、局内での研修を行っており、DVD視聴、歴史資料館見学を含めた研修を実施しております。

こういった人権教育や研修を通じて、法務局職員、人権擁護委員がハンセン病問題に関する認識を深めていくことによって、今後の啓発活動にいかしていきたいと考えています。

次回、委員会においては、今年度の啓発活動をまとめた報告資料を提出させていただきたいと思っております。

今後とも、関係機関の皆様と情報共有させていただきまして、啓発活動を推進していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

ご発言はいかがでしたか。ありがとうございました。

その他、ハンセン病問題について、委員それぞれの立場から、是非これは話したいということがございましたら、ご意見をお願いしたいと思います。

遠藤先生いかがでしたか。

(遠藤委員)

内田先生からのお話が前回からずっとお話しされているので、人権意識ということが非常に脆弱だという議論がありまして、前回はこの委員会が終わった後、小夏課長にじつは、今日は私のコメントの資料を付けてさせているのですけれども、『ぼくはイエローでホワイトでちょっとブルー2』という本を紹介させていただきたいと申し上げたのです。

この本につきましては、健康づくり推進課の皆さんの方でも、前編の方から読んでみてというお話を頂いて結構影響があったのではないかなと思うのですけれども、私は今、SNSが流行ってきて、闇バイトとか、いろんなものが広がってくることによって、むしろ人権意識というのは、もうかえって弱くなってしまっているという、そういう現状があって、ここを何とか打開しなければいけないのではないかなと思っています。

そのために、実は私、今年の熊本学園大学の商学部の授業で2回ほど講義をさせていただいたのです。そのタイトル自体は、「主権としての自覚を持つこと」と「リスクリングはなぜ必要か」という2回のテーマでお話したのですけれども、これによって、学生が自分でものを考えるという、まず自分の問題意識を持つことが一番大切だと思って、これを試しに試みたのですね。

最初の授業で、実際に1年生が対象なものですから、熊本県の方で知事選挙の結果について、1年生は投票率が上がるのだけでも、2年生から3年生、4年生になると、どんどん選挙には行かないという実績の発表がありました。あれを見て、1年生に向かって、「皆さんの中で、投票に行く人がいるか。」と手を挙げさせたら、2、3人しかいなかったのです。これで2回かけて、やっと2回目に半分以上ぐらいになったのです。

結局、人権問題を考えたときに主権問題をやろうと。主権者としての自覚を持つということが、じつは一番大切なのではないかなという問題意識でこの議論をさせていったわけです。この講義の中でグレタ・トゥベリさんの紹介をして、彼女が8歳のときに学校ストライキ運動を起こして、そしてやがてヨーロッパの人々に飛行機に乗らない運動を巻き起こす、こういう影響の話もしましたし、それからこれはすでに環境問題が最大の問題ですよ。

もう1点は人口減少問題について、かなりいろんな話をしました。河合雅司さんというジャーナリストがいらっしゃるわけですが、この方が「今の人口減少を続けていくと20年後には地方の大学がひとつもなくなる」という、そういうお話をじつは現代ビジネスというネットの中で見られる資料に出ていたのですけれども、そういうこともはありまして、それを例に取って「熊本でじつは20年後には1つの大学も残っていない」という話をしてみたりですね、そういった形でいろいろお話をして、学生に非常に人口減と環境問題はいろいろと厳しい時代になるということを感じて頂いたのですね。その中で、労働法学者で『AI時代の働き方と法』という本を書かれた方がいらっしゃるのですがこの本を紹介したのですね。この本が、2017年に刊行されている本ですが、この「AI時代の働き方と法」ということで、AI時代になったら、働き方はどう変わるかという話です。この本を読んでいくと、この本に書いてあるとおりに世の中は進んでいる。ところが、この本の中でも予想が変わって違うことがあって、2017年に書かれていたこの本の中で、人口減の数値よりもはるかに今の方が少ないわけですね。そういう意味では、この本に書かれていること自体よりも人口減は厳しくなっている。

それで、私が一番伝えなかったのは、ブレイディみかこさんの本のことなのですが

も、ここにはちょっと締切がぎりぎりだったものですからミスがあるので申し訳ないのですけれども、イギリスでどのような主権教育が行われているかということについて、紹介しているのですね。

これは、中学生の段階で国語の授業の中で、各自が社会問題についてさまざまなテーマを選択して発言するスピーチコンテストが日常的に行われていて、中等教育終了時の全国統一試験というものが、国語の中に入っているのですね。その中で、中学生が議論して取り上げているテーマが摂食障害からドラッグ問題とか、LGBTQ問題なんかをセットで議論しているのです。だから、日本の国語とイギリスの国語では、全く国語教育の性格が違うのですね。そこでどういうスピーチが必要かという、ここにSituation、(Strongest)、Story、Shut down、Solutionです。改めて見ていただければお分かり頂けると思いますけれども、それぞれが自分の意見を説得するためのいろんな教育メソッドを入れているのですね。

なぜイギリスでこんな主権教育が行われてきたかという、イギリス自体がもうすでに植民地以外のアフリカやなんかいろんな人たちが入って来ていて、常に多様化された社会になっていて、かつ、東ヨーロッパが崩壊した後、東ヨーロッパの色々なところから人が入ってきて、それ自体はもう非常に大きな社会的な問題を抱え込んでしまっているの、イギリスではそういう教育をしないと成り立たなかったのですね。

私が用意させて頂いた資料には、ブレイディみかさんの息子さんがどういうテーマを選んだのかということを書いていないの、すけれども、それが「社会を信じる」というテーマだったのですね。そこのところだけ読ませて頂きますと、つまりブレイディみかさんが、自分の息子さんは、どんな問題が浮かんだと思っていたら、ブレイディみかさんでさえ脱帽するような内容だったのです。ブレイディみかさんの紹介は資料の下に載せていますけれども、もともとロックが好きで、イギリスに行かれてトラック運転手のお父さんと一緒に3人で生活するというか、そういう生活をしてきて、息子さん自体は良い教育の学校に通われていたの、すけれども、その学校教育が詰め込み式の学校教育をするので、それで嫌になって進んで自分の住んでいる劣悪な環境にある学校で、いろんな経験をされていくという、そういうストーリーの話です。

ちょっと読ませて頂きたいの、すけれども、これは、日本のことを取り上げているの、すね。

『日本の台風19号による、河川の氾濫の映像が、英国のニュース番組で繰り返し流されていた。水の怖さを思い知らされるような映像を眺めながら、「日本は天災が多い国やけん、それはもうしょうがないけれど、人災は何とかしてもらわんと」と言っていた湯布院の温泉旅館の若旦那を思い出した。「東京の避難所からホームレスの人が追い返されたのだったね。」とテレビのニュースを見ていた息子が私の方を見て言った。東京の台東区の避難所の話は、左派のガーディアン紙、中道のインディペンデント紙、保守のデイリー・メール紙まで広く幅広く取り上げられ、BBCでも報道された。「ひどい話だよ。」と私が答えると息子は言った。「けど、英国も一緒だよ。この近辺の人達だって、スーパーの建物にホームレスの人達を受け入れるのを拒否していた。じつは国語のスピーチのテストでそのことをテーマにした。」「スピーチのテストとかあるの。』という話で、その中身は紹介したところなの、すけれども、要するに自分が助かるために人を追い出しているのかというような議論を日本のテーマを考えて議論しているの、すね。要するに主権教

育というのをしっかりとやっていくと、じつはそれ自体が人権教育と結びついていくのだということが、この本の中で皆さんも理解して頂けるのではないかと思います。

それで、まずは、自分が主権者であるという自覚が人権に反映してくる。まず人権だけが独り歩きして、身につくものでは決してないという、そういう事例として、非常に分かりやすい例だと思うのです。イギリスでは今、ここに書きましたように、そうしなければ、イギリス自体が成り立たないという、そういう社会だったのですが、もう日本でもすでに同じような社会になりつつあるわけですから、やはりそのところをしっかりと日本の若者も考えてもらう必要がある。

私の授業はわずかな学生数でしたけれども、最初の講義では2人の学生がそして2度目の講義の時は学生たちの半分以上が手を挙げる、そういう結果をうまく生みましたので、何かそういうことを熊本の学校現場でも1回しっかりと考えていったらどうかと思ったりします。

内田先生の問題意識を、この間ずっと考えながら、私がこの本を取り上げたらどうかと小夏課長に申し上げた次第です。

(内田委員長)

もう少し、これまでのお話が続けさせていただきますと、「人権教育啓発基本計画」の見直しの中でもう1つ大きなテーマというのは生涯学習なのです。小学校、中学校、高校、大学、そして社会人における人権教育啓発という形で、生涯を通して考えるべきだということです。そうすると、小学校の段階での目標設定、中学校の段階での目標設定、高校・大学・社会人の段階での目標設定というのは、おのずと違ってくる。このそれぞれの目標に応じた、逆算した人権教育啓発をしていく必要があるということになる。小学校・中学校段階では、そのテーマを自分事にする。他人事ではなく自分事にするという目標を設定する。高校・大学になれば、自分事にするだけじゃなくて、その問題の解決のために何か自分ができることを考えていく。社会人になれば、当然ながらその問題を解決するために様々な取組みをしていく。こういう話になっていくのですね。

そういたしますと、企業における「ビジネスと人権」の取組みと、学校における人権教育とを連結させないと、生涯学習というのはできないということになる。しかし、なかなかできていないというのが今の現状だろうと思います。それぞれがそれぞれでやっている。まだ結びついていない。ハンセン病問題を小学校・中学校で学んだ方々に「今、社会人になって、社会人としてハンセン病問題の解決に取り組んでいますか。」と質問すると、「取り組んでいない」「企業ではハンセン病問題に取り組む場所がない」という回答が返ってくる。小学校・中学校でせっかく学んだことが社会人の生活の中に生かされていないという回答が出てくる。そうすると、企業の方々と学校教育と連結して、学校で学んだことが企業人の取組みの中で、企業活動の取組みとして生かされるということが課題になる。

ところが、企業の方々にお聞きすると、「感染症については、社員教育とかいろんなところでやっているのだけど、ハンセン病問題までは取り上げていない。」ということです。

地域レベルでも様々な企業があって、いろんな取組みをしていらっしゃると思うので、そういった企業の取組みと学校教育とを結ぶような役割を自治体が果たしていただけるともっともっと生涯学習になりますし、今、遠藤先生がおっしゃったように、単に自分事にするだけではなくて問題解決のために取り組んでいく人たちが増えていくのではないかと

思うのですね。

(角田委員)

ありがとうございます。私の方から報告も含めて2点。今のに少し関連しているのかもしれませんが、先ほど小野委員の方から、金陽会の活用というお話をいただきました。

健康づくり推進課の金陽会についてはいろんな場面で展示等をしていただいて、啓発をしていただいています。

学校の方では、いろんな場でまだ多くはないのですが少しずつそういうのができるところからスタートしているところです。特に隣接します合志楓の森小学校・中学校に私、以前そこにちょっと勤務をしております、ちょうどコロナ禍で、なかなか交流ができない中で何かできないのかなというところで、藏座さんをお願いをして展示会をするということで、もう毎年これはもう定期的にやっていこうということで行って、今でもやっているところなのですが、900点ある中で、子どもたち小学校・中学校ですので、9年間過ごしていくと30点ずつ見ても200から300点ぐらい作品に触れていくような形になります。

子どもたちの感性ですけれども、それぞれの成長段階で大分違ってはまいりますけれども、そのとき非常にそこまで私たちも考えていなかったのですが、子どもは、保護者の方たちを見学に連れて来るのですね。保護者の方に、「僕、この絵が好きなんだ」「この絵が素晴らしい」「この絵が好きだ」「こういうところがいいんだ」「この絵はね…」と言って、子どもの声、言葉で保護者の方に説明をしている。「この絵はね。こういうことがあってね。」「この赤ちゃんはね…」「この遠足の絵はこういうことで書かれているのだよ。」というのを子どもの言葉で保護者の方に伝えます。保護者の方は、そこで初めていろんなことを知っていく。感想を見ていくと「近くにあったんだけど、実はよく知らなかった。実際今度いろんな場面で行って、資料館とかも見学に行ってきました。子どもと一緒に。」いろんな形でつながっていている。そういう子どもが啓発をしていくという場面に出くわして、こういう効果もあるんだと。いろんなハンセン病の出会い方であると思うのですが、絵画を通して入っていくというのも1つの出会いだなと小野委員の話を聞きながら、是非そういうのも、学校の方でもできていければというふうに感じる事が1点でございます。

もう1点ですが、これは紹介になります。小学校・中学校で使っている教科書は、4年ごとに改訂をされていきます。中身がですね。来年度から中学校が新しい全ての教科書に変わるので、中学3年生で公民の教科書を活用します。いくつか教科書会社がある中で1社は、前回のときからずっとハンセン病問題については特設ページを設けて紹介をしています。

その中に、前回は、今度11月16日に健康づくり推進課で実施される、山鹿市立菊鹿中学校、こちらでずっと長年取り組んでおられた創作劇について、前回半ページ使って紹介されています。今年度は同じ教科書会社が改訂されて使われているのは、合志楓の森小学校と中学校の取組み、菊池恵楓園との取組み、金陽会の取組みを紙面をもう少し増やして、1ページにわたって紹介をするというような形で、教科書が改訂をされているということで、去年多くの学校がその教科書会社の採択をしていますので、そういった形もま

た広がっていくのかなというふうに思っております。以上、紹介でございました。

(遠藤委員)

締切との関係で急いでいたものですから、この5つのメソッドですけれども、2番目のStorongestというのが抜けておりました。演説の最も重要な主張を提示するというのが、これは後でまた直させて頂きたいと思うのですけれども、要するに反論を封じ込めるというのを上から封じ込めるのではなくて、どれだけ説得力のある議論を立てるかということです。

繰り返しになりますが、熊本でも、熊本県の学校教育の中で、こういう議論をする。そういう取り組みが何らかの形で時間があるというか、そういう方法論がないと受け身ばかりで、一方的な授業していったのでは、こういう問題意識は育たない。その辺は大きな課題なのですけれども、いろいろ考えられることはあるのでしょうか。

(角田委員)

ありがとうございます。遠藤委員の今の質問のお答えになっているかどうかというと、不安ではありますが、まさしくおっしゃられるように主権者教育というのは、これから大事なことになると思います。選挙年齢も当然引き下げられていますし、それも含めて小学校時代からの主権者教育、主権者としてのものというのを作っていくのは大事なというふうに思っております。

人権学習主権教育の部分でも、今の本課は、教育委員会の方で進めているといいですか、学校の方にお話をしているのは、どうしても今までの人権教育・人権学習というのは、差別はいけない。差別はダメだ。そこで止まってしまっていたという部分が非常に多かった。そうではなくて、どうしたらなくしていけるのか。自分は何をすべきなのか。何をしていくのかという、実践的な行動、第三次取りまとめでもそこが非常に強く言われているところで、自分がどう行動していくかということにつながっていくような教育を行っていきたいということで、各教育委員会を含めて推進をしていきたいというところで行っています。そこはいわゆる主権者教育の部分にもつながってくるのかなと思いながらお話を聞かせていただいたところです。

また今後も参考にしながら進めていきたいと思えます。

(内田委員長)

ほかにご発言がございましたら、頂戴できればと思います。

ご発言がございませんので、マイクを事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

(事務局)

内田委員長、議事進行ありがとうございました。

また、各委員の皆様、長時間のご議論、貴重なご意見ありがとうございました。今後の施策の参考にさせていただきたいと思えます。

次回の委員会は、3月ごろを予定しております。詳しい日程は後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で第19回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了いたします。
どうもありがとうございました。